

## 医療法人善恵会長屋病院重要事項説明書(みなし指定訪問リハビリ)

当施設はご契約者(以下、「利用者」という)に対してみなし指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいを次の通り説明します。

### 1 経営法人について

- |                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| (1)法人名称        | 医療法人善恵会                         |
| (2)法人所在地       | 豊橋市八町通三丁目 119 番地                |
| (3)電話番号及びFAX番号 | TEL0532-52-3763 FAX0532-53-4800 |
| (4)代表者氏名       | 理事長 長屋孝美                        |
| (5)法人設立年月日     | 昭和 61 年 2 月 25 日                |

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

- |                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| (1)事業所名称       | 長屋病院                            |
| (2)介護保険指定事業所番号 | 第2312002971号                    |
| (3)事業所所在地      | 豊橋市八町通三丁目 119 番地                |
| (4)連絡先         | TEL0532-52-3763 FAX0532-53-4800 |
| (5)管理者         | 病院長 安井章裕                        |
| (6)通常の事業の実施地域  | 豊橋市内                            |

### 3 事業の目的及び運営の方針

#### ① 事業の目的

利用者が要介護状態になったとしても、居宅においてその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、身体の機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を目的に訪問リハビリテーションサービスを提供します。

#### ② 運営の方針

1. 要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
2. 要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の身体の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
3. 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### 4 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後4時30分まで

### 5 従事者の職種・員数及び職務の内容

#### (1)管理者:1名

従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、従事者に対し遵守すべき事項についての指揮・命令を行います。

#### (2)理学療法士:1名以上、作業療法士:1名以上、言語聴覚士:1名以上

事業所の利用申込に係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問リハビリテーション計画及び報告書作成、関係機関との連絡調整等を行い、利用者及びその家族に説明を行います。また、医師の指示書に基づき訪問リハビリテーションを行います。

## 6 提供するサービスの内容

### (1) 訪問リハビリテーション計画の作成

主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問リハビリテーション計画を作成します。

### (2) 訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーションを提供します。

### (3) 訪問リハビリテーションの禁止行為

訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
  - ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
  - ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
  - ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
  - ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
  - ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ### (4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用について
- ① 利用料金 別紙のとおりとします。
  - ② 利用者負担金は、原則として介護保険の給付対象となる項目については利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とし、給付対象外の項目については全額自己負担となります。なお、この金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更となった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
  - ③ 利用者負担金は、サービス提供の翌15日頃までに請求書及び明細書をお渡しいたしますので、利用者負担の内容を照合の上、請求月の末日までに長屋病院外来受付にて現金でお支払い下さい。

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

### (2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

#### 9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

#### 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は迅速な措置を講じ、ご家族、居宅介護支援事業者並びに東三河広域連合に連絡を行うとともに、事故の原因を解明し再発防止の対策を講じます。

また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償いたします。

#### 11 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 13 サービス提供の記録

- ① 指定訪問リハビリテーションの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 14 衛生管理等

- ① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 15 サービス提供に関する相談、苦情について

利用されているサービス等に関して、ご相談・苦情がある場合はお気軽にお申し出ください。

##### ① 長屋病院相談・苦情の窓口

担当者：熊崎真仁 電話番号：0532-52-3763 FAX番号：0532-53-4800

##### ② 行政機関その他の苦情受付期間

東三河広域連合 介護保険課 電話番号：0532-26-8471

愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談受付窓口 電話番号：052-971-4165

16 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画に必要な措置を講ずるよう努めます。

非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 感染症予防及び蔓延防止のための措置

当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講ずるよう努めます。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	豊橋市八町通三丁目119番地
	法人名	医療法人善恵会
	代表者名	理事長 長屋 孝美 <span style="float: right;">印</span>
	事業所名	長屋病院
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印